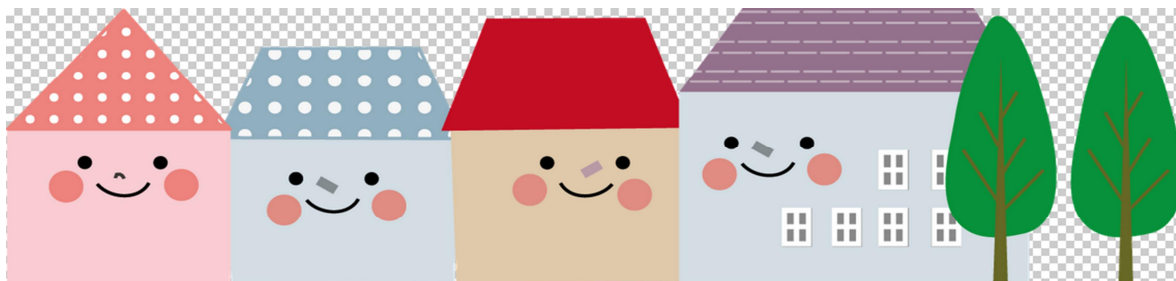


さくら市 箱森霊園

最後までよく読んでからお申し込みください。

目次

- 公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 申込みできる人・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 墓地を使用するときの注意・・・・・・・・ 3 ページ
- 墓碑建立から納骨までの流れ・・・・・・ 4 ページ
- 墓碑等建立の基準・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 墓地に関する申請や届出・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 申込書 記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ



お問い合わせ先

さくら市役所生活環境課(第2庁舎1階)

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地

☎028-681-1126 FAX028-681-1482

メール kankyo@city.tochigi-sakura.lg.jp



公募の概要

公募は、市営箱森霊園の**返還された空区画**についての募集です。

区画の内訳や永代使用料等は以下のとおりです。

※返還された区画とは、一度**使用権を購入された**使用者が何らかの理由により更地とし、返還となった区画のことです。

区画の種類：面積	※1 永代使用料	※2 箱森霊園 管理組合費（年額）
A 区画：3.96 m ²	27 万円	1,600 円
B 区画：6.00 m ²	40 万円	2,400 円
C 区画：12.0 m ²	80 万円	4,800 円

※1 永代使用料とは、さくら市墓地条例に基づき適正に使用していただければ、墓地を永久に使うことができる使用権です。土地の所有権を得るものではありません。永代使用料のお支払いは、後日市が指定する期日までにいただきます。一度納付した永代使用料は原則として返還いたしません。ただし、使用許可から10年以内であれば使用料の一部が還付になる場合があります。また、**墓地を返還するときには、使用場所を元の状態（更地）に戻して返還いただきます。**

※2 管理組合費とは、霊園（各区画は除く）を維持管理するために管理組合を設立し、運営するための費用（共有部分の水道料、電気料、除草料、管理組合役員手当等）であり、毎年組合費をお支払いいただきます。

【注意】

- ① 申込みは**1 世帯につき 1 通**となり、複数の応募はできません。
- ② 申込みの際に区画の場所は指定できません。
- ③ 墓地の形態は普通墓地となり、焼骨のみの埋葬となります。
- ④ 墓碑等の設置は個人で建立してください（工事の際は届出が必要です）。
- ⑤ **墓地の使用権は親族等であっても売買、譲渡はできません**（原則として相続手続きなどによる承継以外の使用者名義の異動はできません）。
- ⑥ 墓地区画については個人で定期的な管理が必要となります、雑草などが繁茂して隣接の区画や通路などにはみだして、周囲に迷惑とならにようしてください。周囲に大きくはみだしている場合には、ご連絡させていただく場合があります。

申込みできる人

次の要件を**すべて満たす方**が申込みできます。

- さくら市に住民登録をして引き続き**1年以上**居住する方（外国人住民にあっては、永住者または特別永住者である方）。
- 現に使用できる墓地がない方。
- 市税の未納がない方。

申込み方法

- ① さくら市営霊園申込書に必要事項を記入し、生活環境課へ提出してください。
 - ② 提出いただいた申込書を生活環境課において要件等を満たしているか確認させていただき、要件を満たしている方へ墓地使用許可申請書、永代使用料納入通知書を送付させていただきます。要件を満たしていない方へは墓地の使用権を取得できない旨通知させていただきます。
 - ③ 要件を満たしている方へ墓地使用許可申請書、永代使用料納入通知書を送付しますので、届きましたら墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、申込者の住民票（世帯主及び本籍の記入されているもの）永代使用料の領収書とともに生活環境課へ提出してください。
 - ④ 提出いただいた必要書類等を生活環境課で確認させていただき、後日郵送にて墓地使用許可証を交付します。墓地使用許可証がお手元に届いた時点から墓地の使用が可能となります。
- ※墓地使用許可証は墓碑類の工事等の申請やその他の届出の際に必要ですので、大切に保管してください。

墓地を使用するときの注意

- ① 個々の墓地（区画）の管理は、使用者が行います。
すぐに墓碑等を建てなければならないといった決まりはありません。
ただし、隣接地の方々へ迷惑にならないよう、草刈り等の土地の管理は定期的に使用者にてお願いいたします。
- ② 墓地には、焼骨や遺骨以外は埋葬できません。
- ③ **墓地使用権の譲渡や転貸はできません。**
墓地使用者が亡くなった場合に、祖先の祭祀を主宰する（墓地を引き継ぐ）方が使用権を承継できます。
- ④ 墓碑等の建立は使用者の負担となります。
- ⑤ 墓地施工業者等の指定はありません。
- ⑥ 宗派は問いません。
- ⑦ 次のような場合には、使用許可を取消し、改葬若しくは撤去、移転を命じます。
 - （１）墓地を目的以外に使用したとき。
 - （２）墓地の使用権を譲渡、もしくは転貸したとき。
 - （３）法令またはさくら市墓地条例もしくはこれに基づく規則または指示命令に違反したとき。
 - （４）使用者が住所不明となり、かつ、縁故者もなく 10 年を経過したとき。
- ⑧ 墓地の工作物や樹木等の転倒など、他人に迷惑を及ぼす恐れのないよう注意してください。
- ⑨ 墓碑等を建立・改修したり、遺骨を納骨したり、使用者に関する変更が生じた場合には、市生活環境課（Tel028-681-1126）へ申請や届出が必要で
す。
- ⑩ 跡継ぎがないなどの理由による墓じまいや改葬（引っ越し）をする場合には、使用区画を更地にして返還していただきます。既に墓石などが建立してある場合の撤去費用は使用者の負担となります。また、返還が使用許可から 10 年以内であれば経過年数に応じて永代使用料の一部が還付される場合があります。

墓碑建立から納骨までの流れ

墓碑等を建立し納骨するための手順は、以下のとおりです。

埋葬場所工事 施工届の提出

- ・工事着手日の**10日前までに**以下の書類を用意して、生活環境課へ提出してください。
- ・埋葬場所工事施工届（様式第6号）
- ・墓地使用許可証
- ・工事仕様書（墓碑等の素材が確認できるもの）
- ・設計書（墓碑等の寸法が確認できるもの）
- ・図面（墓碑等のレイアウトが確認できるもの）

工事着工前の 立会確認

- ・管理組合役員同伴の下、工事着工前の立会を行います。
- ・当番役員に連絡の上、立会日程の打ち合わせを行ってください。
- ・立会確認を受けたら、当番役員から確認の署名をもらってください。

工事着工後の 立会確認

- ・工事が完了しましたら、工事着工前と同様に管理組合役員の立会確認を受けてください。
- ・当番役員に連絡の上、立会日程の打ち合わせを行ってください。
- ・手直しの指示がある場合は、手直しの工事を行い、改めて立会を行ってください。
- ・立会確認を受けたら、当番役員から確認の署名をもらってください。

納骨届

- ・遺骨を納骨する時に以下の書類を用意して、生活環境課へ提出してください。
- ・墓地使用許可証
- ・死体火葬許可証
- ・改葬許可証（他の場所に仮に埋葬した遺骨を移す場合）

納骨

- ・遺骨を納めていただけます。

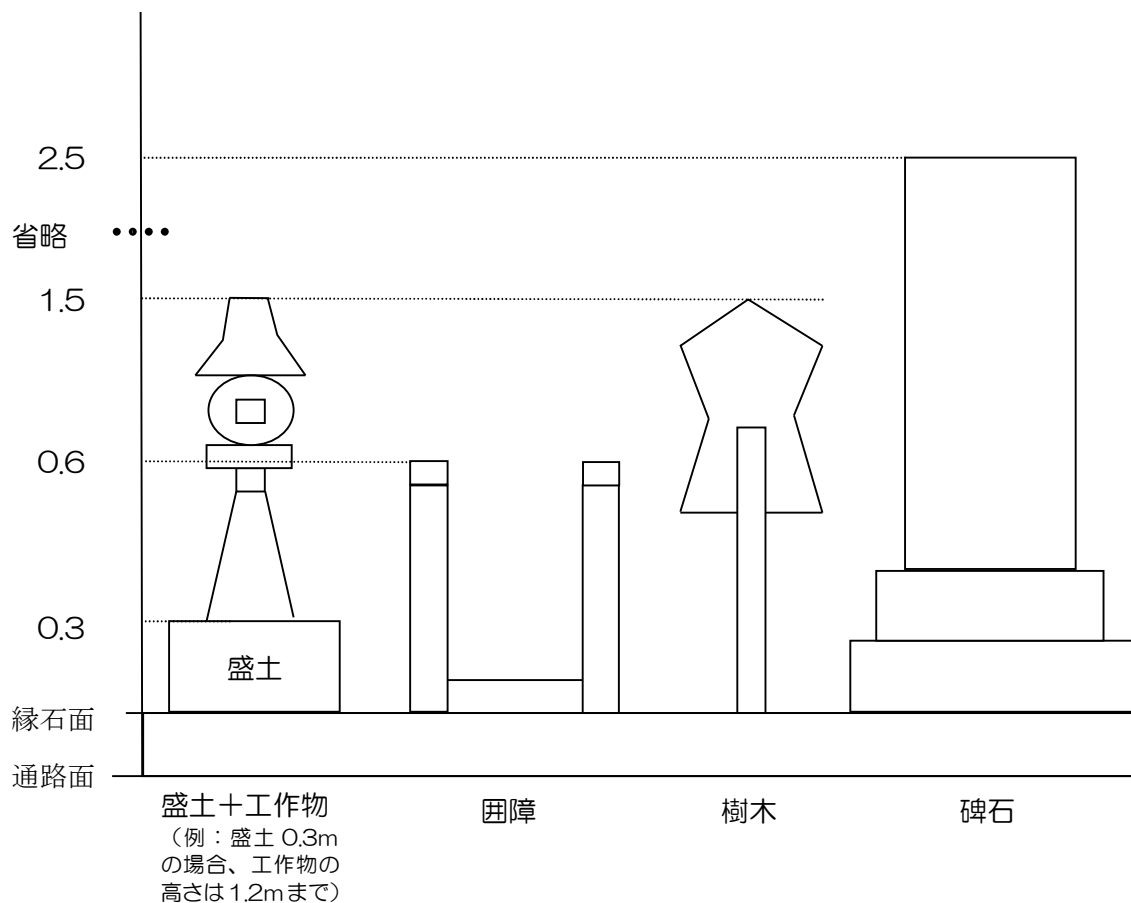
墓碑等建立の基準

使用場所の盛土並びに囲障、碑石、形象類その他及び樹木の高さは、次の制限を

施 設	盛 土	囲 障	碑 石	その他 形象類	工作物	樹 木	測 定 の 基 準 点
規 格	0.3m	0.6m	2.5m	1.5m	1.5m	1.5m	使用場所 縁石面

越えることはできません。

単位：m



墓地に関する申請や届出

墓地の使用について必要な申請や届出、添付書類は以下のとおりです。

申請書等は、さくら市のホームページ（<http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp>）からダウンロードすることもできます。

提出については、生活環境課へお願いします。

QR
コード

遺骨を納骨するとき

- ・墓地使用許可証
- ・火葬許可証
- ・改葬許可証（他の場所に仮に埋葬した遺骨を移す場合）

使用者の氏名や住所が 変わったとき

- ・墓地使用許可証記載事項変更申請書（様式第4号）
- ・墓地使用許可証
- ・使用者の住民票（世帯主名及び本籍が記載されているもの）
- ・代理人指定申請書（使用者が市外に転出する場合）（様式第5号）
- ・代理人の住民票（使用者が市外に転出する場合）

使用者が亡くなった 場合

- ・墓地使用権承継届出書（様式第8号）
- ・墓地使用許可証
- ・使用者の死亡が確認できる戸籍謄本
- ・使用者と承継者の関係が確認できる戸籍謄本
- ・承継者の住民票（世帯主名及び本籍が記載されているもの）

墓地使用許可証を 紛失したとき

- ・墓地使用許可証再交付申請書（様式第4号）
- ・使用者の住民票（世帯主名及び本籍が記載されているもの）
- ・再交付手数料200円

墓碑等を建立したり 改修するとき （施工日の10日前 までに提出）

- ・埋葬場所工事施工届（様式第6号）
- ・墓地使用許可証
- ・工事仕様書（墓碑等の素材が確認できるもの）
- ・設計書（墓碑等の寸法が確認できるもの）
- ・図面（墓碑等のレイアウトが確認できるもの）

墓地を返還するとき

- ・墓地返還届（様式第9号）
- ・墓地使用許可証
- ・墓地使用料還付申請書（使用許可後10年以内に墓地を返還する場合）（様式第10号）

記入例

さくら市霊園申込書

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

さくら市長 様

申込者

住所 さくら市氏家2771番地

氏名 桜 次郎

さくら市霊園を使用したいので、以下のとおり申し込みます。

申し込み要件 (いずれかに ☒)	1. ☒ 区画面積 12.0 m ² 2. ☐ 区画面積 6.00 m ² 3. ☐ 区画面積 3.96 m ²	申込霊園	箱森霊園
遺骨の有無 (どちらかに ☒)	☒ あり→下記に埋葬者の 情報 ☐ なし	管理組合役員の 引き受け)	☒ 可能
申 込 者	住所	さくら市氏家2771番地	
	本籍	さくら市氏家2771番地	
	ふりがな	さくら じろう	生年月日 昭和 大正 平成 20 年 4 月 1 日
	氏名	桜 次郎	電話番号 自宅 028-681-1126 携帯 090-1111-1111

遺骨の有無の欄で「あり」を選択した方は、以下の欄へ記入してください。

埋 葬 さ れ る 者	死亡時住所	さくら市氏家2771番地		
	ふりがな	さくら たろう	死亡年月日	大正 昭和 平成 令和 30 年 4 月 1 日
	氏名	桜 太郎	申込者との 続柄	父
	遺骨の状態 (いずれかに ☒)	☒ 自宅に安置 ☐ 寺院に仮安置 ☐ 納骨堂に収蔵 ☐ 他の場所に仮埋葬		

**例：太郎は、次郎の父
(申請者から見た続柄)**

市税等の調査同意書

私は、さくら市霊園の申込みにあたり、対象者要件審査の
及び「住民登録」を調査することに同意します。

申請者が自署します

申込者氏名（自署） 桜 次郎

さくら市霊園申込書

令和 年 月 日

さくら市長 様

申込者

住所

氏名

さくら市霊園を使用したいので、以下のとおり申し込みます。

申し込み要件 (いずれかに☑)		1. ☐ 区画面積 12.0 m ² 2. ☐ 区画面積 6.00 m ² 3. ☐ 区画面積 3.96 m ²	申込霊園	箱森霊園
遺骨の有無 (どちらかに☑)		☐ あり→下記に埋葬者の情報 ☐ なし	管理組合役員の引き受け	☐ 可能
申込者	住所			
	本籍			
	ふりがな	生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日	
	氏名	電話番号	自宅 ー ー 携帯 ー ー	

遺骨の有無の欄で「あり」を選択した方は、以下の欄へ記入してください。

埋葬される者	死亡時住所			
	ふりがな	死亡年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	氏名	申込者との続柄		
	遺骨の状態 (いずれかに☑)	☐ 自宅に安置 ☐ 寺院に仮安置 ☐ 納骨堂に収蔵 ☐ 他の場所に仮埋葬		

市税等の調査同意書

私は、さくら市霊園の申込みにあたり、対象者要件審査のため「市税の納付状況」及び「住民登録」を調査することに同意します。

申込者氏名 (自署)